

電 気 需 給 約 款

2024 年 4 月 1 日 実施

株式会社新出光

目 次

I 総 則.....	1
1 本約款の目的.....	1
2 託送供給約款等.....	1
3 定義.....	1
4 単位および端数処理.....	3
5 実施細目.....	3
II 契約の締結.....	4
6 需給契約.....	4
7 需要場所.....	4
8 需給契約の単位.....	4
9 供給の開始.....	4
10 供給の単位.....	4
III 契約種別および料金.....	5
11 契約種別.....	5
12 契約電力等.....	5
13 電気料金.....	8
IV 料金の算定および支払い.....	9
14 料金の適用開始の時期.....	9
15 料金の算定.....	9
16 使用電力量等の計量.....	9
17 日割計算.....	9
18 料金の支払義務および支払期日.....	10
19 料金その他の支払方法.....	10
20 延滞利息.....	10
V 使用および供給.....	11
21 適正契約の保持.....	11
22 力率の保持.....	11
23 契約超過金.....	11
24 需要場所への立入りによる業務の実施.....	11
25 電気の使用にともなうお客さまの協力.....	11
26 供給の停止.....	12
27 供給停止の解除.....	12
28 供給停止期間中の料金.....	12
29 違 約 金.....	13
30 供給の中止または使用の制限もしくは中止.....	13
31 制限または中止の料金割引.....	13
32 損害賠償の免責.....	14
33 設備の賠償.....	14
VI 契約の変更および終了.....	15
34 需給契約の変更.....	15
35 需給契約の廃止.....	15
36 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算.....	15
37 解 約 等.....	16
38 需給契約消滅後の債権債務関係.....	17
VII 供給方法および工事.....	18
39 供給方法および工事.....	18
40 需給地点および施設.....	18
41 引込線の接続.....	18
42 計量器等の取付け.....	18
VIII 工事費の負担.....	18
43 供給設備の工事費負担金.....	18

44	工事費負担金の申受けおよび精算	19
45	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	19
46	工事費等に関する契約書の作成	19
IX	保安等その他	19
47	保安等に対するお客さまの協力	19
48	その他	19

I 総 則

1 本約款の目的

この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、電気事業法に定める一般送配電事業者が維持し、運用する電線路を介して、お客さまが株式会社新出光（以下「当社」といいます。）より特別高圧・高圧で電気の供給を受ける際の供給条件を定めるものです。

2 託送供給約款等

- (1) 当社は、一般送配電事業者との間で接続供給契約を締結のうえ、一般送配電事業者が公表する託送供給約款、およびその他接続供給・振替供給に関連する約款・要綱（以下、接続供給契約書を含め「託送供給約款等」といいます。）に基づき、一般送配電事業者が維持し運用する供給設備を介してお客さまへ電気を供給いたします（以下、一般送配電事業者が運用する供給設備を介した電気供給を「託送供給」といいます）。託送供給約款等が変更された場合は、本約款にいう「託送供給約款等」とは、変更後の託送供給約款等をいうものとします。
- (2) お客さまには、本約款および定められていない事項およびお客さまの義務についても、一般送配電事業者が公表する託送供給約款等に「需要者」としての義務および遵守事項につき定めがあるときは、これらを遵守いただくものとします。
- (3) お客さまには、一般送配電事業者との接続供給契約上必要とされるお客さまの情報（お客さまの名称、需要場所、契約電力、お客さまが希望する供給開始日等）を当社が一般送配電事業者に開示することをご承諾いただきます。この場合において、一般送配電事業者からの要請に基づき、お客さまには、情報開示にかかる承諾書をご提出いただくことがあります。
- (4) 一般送配電事業者から給電指令が発せられたときは、お客さまにはこれに従っていただきます。

3 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) お客さま
当社と次号に定める需給契約を締結し、需給契約および約款に基づいて当社より電気の供給を受け
るお客さまをいいます。
- (2) 需給契約
本約款に基づいて当社が電気を供給し、お客さまがこの供給を受けることを目的として、お客さま
と当社との間で締結する「電力売買契約書」をいいます。
- (3) 契約負荷設備
契約上お客さまが使用できる負荷設備をいいます。
- (4) 契約受電設備
契約上お客さまが使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を一次側電圧とする変圧器
およびその二次側に施設される変圧器をいいます。
- (5) 一般送配電事業者
需要場所を供給区域とする電気事業法に定める一般送配電事業者をいいます。
- (6) 高圧
標準電圧 6,000 ボルトをいいます。
- (7) 特別高圧
標準電圧 20,000 ボルト以上をいいます。
- (8) 契約電力
契約上お客さまが使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (9) 契約使用期間
契約上お客さまが電気を使用できる期間をいいます。
- (10) 供給開始日
当社が、お客さまと協議のうえで、一般送配電事業者と締結する接続供給契約に基づき需給契約に
おいて定める接続供給開始日をいいます。
- (11) 計量日
一般送配電事業者が需要場所に設置する計量器で使用電力量および最大需用電力等を測定した日を
いいます。

- (12) 最大需要電力
需要電力の最大値であって、一般送配電事業者が需要場所に設置する 30 分最大需要電力計（以下「30 分最大需要電力計」といいます。）により計量される値をいいます。
- (13) 使用電力量
お客さまが当社から電気の供給を受けて使用した電力量で、一般送配電事業者が需要場所に設置する計量器を用いて測定された電力量をいいます。
- (14) 需要場所
お客さまが当社から供給された電気を使用する場所であって、需給契約に定める場所をいいます。
- (15) 需給地点
電気の需給が行われる地点であって、需給契約をもって定める地点をいいます。
- (16) 夏季
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。
- (17) その他季
毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。
- (18) ピーク時間(重負荷)
ピーク時間(重負荷)は、下記の時間をいいます。
・夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間(東北、東京、北陸、中国、九州)
・夏季の毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間(中部、関西)
ただし、休日等における該当時間を除きます。
- (19) 昼間時間
毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間(重負荷)および休日等における該当時間を除きます。
- (20) 夜間時間
ピーク時間(重負荷)および昼間時間以外の時間をいいます。
- (21) 休日等
日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日および一般送配電事業者が定める休日をいいます。
- (22) 夏季平日
夏季の月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日をいいます。ただし、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日および一般送配電事業者が定める休日を除きます。
- (23) 夏季休日
夏季の土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日および一般送配電事業者が定める休日をいいます。
- (24) その他季平日
その他季の月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日をいいます。ただし、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日および一般送配電事業者が定める休日を除きます。
- (25) その他季休日
その他季の土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日および一般送配電事業者が定める休日をいいます。
- (26) 貿易統計
関税法に基づき公表される統計をいいます。
- (27) 部分供給
部分供給とは、「複数の電気事業者の電源から一需要場所に対して、各々の発電した電気が物理的に区分されることなく、1 引き込みを通じて一体として供給される形態」をいいます。
- (28) 全量供給
全量供給とは、「当社から一需要場所に対して、引き込みを通じて全量を供給される形態」をいいます。

4 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨ていたします。

5 実施細目

本約款の実施上必要な細目的事項および本約款により難しい事項については、本約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の締結

6 需給契約

- (1) 新たに当社から電気の供給を受けることを希望してお客さまが当社に対し申込みをされ、当社がこれを承諾するときは、当社とお客さまとの間において需給契約を締結するものとします。需給契約においては、次の事項を定めるものとします。(供給電気方式・需要場所・名称・供給電圧・契約電力・供給開始日・料金(基本料金・電力量料金)・支払条件)
- (2) 需給契約は、お客さまと当社がともに需給契約に記名捺印したときに成立いたします。
- (3) 契約期間は、需給契約をもって定めるものといたします。
- (4) 契約負荷設備、契約受電設備および契約電力については、1年間を通じての最大負荷を基準としてお客さまから申し出ていただき、必要に応じて、供給開始日以降1年間の電気の使用計画を当社に対し文書によりご提出いただきます。

7 需要場所

- (1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を、1建物をなすものは1建物を、1需要場所といたします。なお、この場合において、構内とは、さく、へいその他の客観的なしや断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは、独立した建物をいいます。
- (2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、本条(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。

8 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

- 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合、又は次の契約種別とこれ以外の契約種別とをあわせて契約する場合
(臨時電力、自家発補給電力、予備電力)

9 供給の開始

- (1) 供給開始日は、需給契約をもって定めるものといたします。やむをえない理由により、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになったときは、当社は、お客さまにその理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めて電気を供給いたします。
- (2) 当社は、お客さまとの需給契約成立後、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (3) お客さまが電気設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続するにあたっては、お客さまには、電気設備に関する技術基準、その他の法令等に従い、且つ、一般送配電事業者が定める系統連系技術要件を遵守し、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系いただきます。また、お客さまには、託送供給の実施に伴い一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために用地を必要とするときは、この確保等についてご協力いただきます。

10 供給の単位

当社は、特段の事情がある場合を除き、原則として1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

11 契約種別

(1) 契約種別は次のとおりとし、お客さまに適用される契約種別は、お客さまと当社が協議のうえ需給契約をもって定めるものとします。(標準電力、季節別時間帯別電力、休日高負荷電力、臨時電力、自家発補給電力、予備電力)

(2) 標準電力

平日の昼間に電気のご使用が多いお客さまを対象といたします。

(3) 季節別時間帯別電力

夜間、日曜日・祝日などに電気のご使用が多いお客さまを対象といたします。

(4) 休日高負荷電力

土曜日、日曜日・祝日などに電気のご使用が多いお客さまを対象といたします。

(5) 臨時電力

工事等で使用されるお客様を対象といたします。

(6) 自家発補給電力

イ 契約種別が標準電力、季節別時間帯別電力または休日高負荷電力（以下総称して「常時供給メニュー」といいます。）のいずれかをご選択のお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電によるお客さまの発電設備の停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合を対象といたします。

ロ 自家発補給電力の使用に際して

(イ) お客さまには、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ロ) 定期検査または定期補修については、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。

(ハ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ニ) その他の事項については、需給契約または本約款において特段の定めがある場合を除き、標準電力に準ずるものといたします。

(7) 予備電力

常時供給メニューのいずれかをご契約されるお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合を対象といたします。

イ 予備線 : 常時供給変電所から常時利用と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予備電源 : 常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

(8) 市場連動型電力

市場連動型電力のメニューを希望されたお客様を対象とします。

12 契約電力等

(1) 契約種別を問わず（但し、自家発補給電力、予備電力および臨時電力を除きます。）、契約電力は次によって定めます。

イ 契約電力が 500 キロワット以上の場合、および特別高圧で供給する場合

(イ) 契約電力は、1年間を通じての最大負荷を基準として決定させていただきます。

(ロ) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ロ 契約電力が 500 キロワット未満の場合

- (イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
- a 新たに電気の供給を受ける場合は、供給開始日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と供給開始日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、本約款により電気の供給を受ける前から一般送配電事業者の供給設備を利用されている場合には、契約電力の決定上、本約款により電気の供給を受ける前の電気の供給についても本約款によって受けた電気の供給とみなします。この場合、お客さまには、契約電力決定上の必要な事項について申し出ていただきます。
 - b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値が、その 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
 - c 契約受電設備を減少される場合等で、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。
- (ロ) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その 1 月の自家発補給電力の供給時間中における 30 分最大需要電力計の値から自家発補給電力のその 1 月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における 30 分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その 1 月の最大需要電力とみなします。
- (ハ) 全量供給にて 500 キロワット以上となる場合は、部分供給における当社が供給する契約電力は、前項イに従って契約電力を定めることとします。

ハ 契約電力が 500 キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は、本条イに従って契約電力をすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、本条ロによって定めます。

(2) 自家発補給電力について

イ 契約電力は、当社とお客さまとの協議によって定めます。

ロ 常時供給メニューと自家発補給電力を同一計量する場合

- (イ) 常時供給メニューと自家発補給電力が同一計量される場合で、常時供給メニューについて 12（契約電力等）(1)イにより契約電力が定められるお客さまの 1 月の 30 分最大需要電力計の値が常時供給メニューの契約電力を超えないときは、自家発補給電力は使用されなかったものとみなします。
- (ロ) 常時供給メニューと自家発補給電力が同一計量される場合で、自家発補給電力を使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその 1 月の最大需要電力とみなします。

- a 常時供給メニューについて 12（契約電力等）(1)イにより契約電力が定められるお客さまの場合で、その1月の30分最大需要電力計の値が常時供給メニューの契約電力と自家発補給電力の契約電力との合計を超え、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。なお、超過の原因が明らかでないときは、常時供給契約と自家発補給電力との契約電力の比で按分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。
 - b 常時供給メニューについて 12（契約電力等）(1)ロにより契約電力が定められるお客さまの場合で、自家発補給電力の需要電力の最大値が契約電力を超えたことが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。
- (ハ) 常時供給メニューと同一計量される場合の自家発補給電力の使用電力量
- a 使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、基準電力（契約電力の1/2[小数点以下切り上げ]）に自家発補給電力の供給時間を乗じて得た値を差し引いた値といたします。
 - b 自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から本条(2)ロ（ハ）aにより定めた基準の電力にその時間を乗じて得た値を差し引いた値の合計を自家発補給電力の使用電力量といたします。
 - c 自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じて得た値を越えないものといたします。
- (3) 予備電力について
- 契約電力は、常時供給メニューの契約電力の値を基本といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合については、お客さまと当社との協議によって定めることができますものとします。
- (4) 臨時電力について
- 需要場所における負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議により供給地点ごとに臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

13 電気料金

(1) (1) 契約種別を問わず、料金は、本条(1)イに定める基本料金およびロに定める電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、予備電力の場合を除き、本条(1)ハによって力率割引または割増しをしたものといたします。また、市場連動型電力での契約及び標準電力、季節別時間帯別電力、休日高負荷電力での契約において固定価格で契約をしている場合を除き、電力量料金は、別表1（燃料費等調整額）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、需給契約をもって定めるものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、次の定めにしたがい需給契約をもって定めるものとし、その1月の季節別・時間帯別または平日、休日別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 標準電力・臨時電力・市場連動型電力

電力量料金は、以下の季節別によりその1月の使用電力量を算定いたします。

夏季、その他季

(ロ) 季節別時間帯別電力

電力量料金は、以下の時間帯別によりその1月の使用電力量を算定いたします。

ピーク時間(重負荷)、夏季昼間時間、その他季昼間時間、夜間時間

(ハ) 休日高負荷電力

電力量料金は、以下の平休日別によりその1月の使用電力量を算定いたします。

夏季平日、夏季休日、その他季平日、その他季休日

(ニ) 自家発補給電力および予備電力は、それぞれ本条(2)、(3)に定めるとおりといたします。

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100パーセントといたします。）といたします。

この場合、平均力率は、別表2（平均力率の算定）によって算定された値といたします。なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85%とみなします。

(ロ) 力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割増しいたします。

(2) 自家発補給電力にかかる料金については、次の基本料金と電力量料金の定めを適用いたします。

イ 基本料金

基本料金は、需給契約をもって定めるものといたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、以下の季節別によりその1月の使用電力量を算定するものとして、需給契約をもって定めるものといたします。

夏季、その他季

(3) 予備電力にかかる料金については、次の基本料金と電力量料金の定めを適用いたします。

イ 基本料金

基本料金は、需給契約をもって定めるものといたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給メニューの該当料金を適用いたします。なお、電力量料金は、常時供給メニューの電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増しはいたしません。常時供給メニューの力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給メニューによって使用した電気とみなします。

IV 料金の算定および支払い

14 料金の適用開始の時期

料金は、原則として供給開始日から適用いたします。

15 料金の算定

- (1) 料金は、次のイおよびロの場合を除き、毎月、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）を「1月」として算定いたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の計量期間は、供給開始日からその直後の計量日の前日までの期間、または直前の計量日から需給契約消滅日の前日までの期間といたします。
 - イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 料金は、需給契約に定める契約種別毎の料金を適用して算定いたします。

16 使用電力量等の計量

- (1) 使用電力量および最大需要電力の計量は、計量日において、一般送配電事業者が設置する計量器および30分最大需要電力計を用いた一般送配電事業者の測定によるものとし、計量の結果は速やかにお客さまにお知らせいたします。
- (2) 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
- (3) 計量器の故障等によって正しく計量できなかった場合には、託送供給約款等に準じてお客さまと当社との協議によって定めます。

17 日割計算

- (1) 当社は、15（料金の算定）(1)イおよびロの場合、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金については、次の日割計算の基本算式により日割計算をいたします。

線検針（月末検針）の場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{使用月の日数}}$$

分散検針（検針日検針）の場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{使用期間の開始日が含まれる該当月の日数}}$$

- ロ 電力量料金については、日割計算の対象となる期間毎の使用電力量に応じて算定いたします。
- (2) 15（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。また、15（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
 - (3) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてその都度計量値の確認をいたします。

18 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。
 - イ 計量日といたします。ただし、16（使用電力量等の計量）(3)の場合は、お客様と当社との協議によって定められた日といたします。
 - ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。
- (2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、原則として支払義務発生日の翌日の属する月の末日といたします。お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える場合は、支払義務発生日の翌日の属する月の末日までの至近の料金収納代行会社の指定する日とします。
- (4) 支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日に該当する場合において、当社は支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。また、お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える場合は、料金収納代行会社の指定する日とします。

19 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはその都度、当社が指定した金融機関等を通じて次の定めにより支払っていただきます。
 - イ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
 - ロ お客様が料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
- (2) お客様が料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がおお客様の指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。
- (3) 料金については、当社は、お客様が希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。なお、当社は、前受金について利息を付しません。
- (4) 臨時電力については、当社は、予納金を申し受けることがあります。この場合には、使用に先立って支払って頂きます。なお、予納金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額を超えないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。また、当社は、予納金について利息を付しません。

20 延滞利息

- (1) お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定して得た金額といたします。
- (3) 延滞利息は、原則として、お客様が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

V 使用および供給

21 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

22 力率の保持

- (1) お客さまには、需要場所の負荷の力率を原則として 85 パーセント以上に保持していただきます。なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。
- (2) 当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお客さまにお願いすることがあります。

23 契約超過金

- (1) 協議制(契約電力が 500 キロワット以上)のお客さまが契約電力を超えて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその 1 月の力率により割引または割増したものの 1.5 倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合において、契約超過電力とは、その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力を超えて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 上記により、翌月以降の契約電力は、甲乙協議のうえ決定するものとします。

24 需要場所への立入りによる業務の実施

当社、一般送配電事業者またはこれらの指定する第三者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

- (1) 需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 47（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 26（供給の停止）、35（需給契約の廃止）(1)または 37（解約等）により必要な処置
- (6) その他本約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

25 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまが次の原因等により他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものとし、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたがい、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上相当と認められる方法によって接続していただきます。

26 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合、一般送配電事業者の供給設備または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合
 - ハ 41（引込線の接続）に反して、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行なった場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、電気の供給を停止することがあります。なお、この場合には、当社は、電気供給の停止の5日前までにお客さまに予告いたします。
- イ お客さまが料金の支払期日をさらに14日間経過して支払わない場合
 - ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金の支払期限をさらに14日経過して支払わない場合
 - ハ 需給契約により支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、変更補償金、工事費負担金その他需給契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合
 - ニ 託送供給約款等の定めに基づくお客さまの債務を履行しない場合
- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社もしくは一般送配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には、当社もしくは一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ハ 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合
 - ニ 24（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社もしくは一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ホ 25（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じない場合
- (4) お客さまがその他本約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- (5) 本条(1)から(4)により電気の供給を停止する場合には、当社もしくは一般送配電事業者は、一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行ないません。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

27 供給停止の解除

26（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

28 供給停止期間中の料金

26（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を17（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

29 違約金

- (1) お客さまが 26（供給の停止）(3) ロ、ハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、本約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。

30 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合
 - ロ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ハ 一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ニ 非常変災の場合
 - ホ その他電気の需給上または保安上必要がある場合
- (2) 本条(1)の場合には、当社もしくは一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

31 制限または中止の料金割引

- (1) 常時供給メニューについては、当社は、30（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 契約電力が 500 キロワット以上の場合

- (イ) 割引の対象力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、15（料金の算定）
 - (1) イ、ロの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1 月中の制限し、または中止した延べ時間数 1 時間ごとに 0.2 パーセントといたします。時間の計算方法は一般送配電事業者の託送供給約款に従います。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1 回 10 分以上の制限または中止の延べ時間とし、1 時間未満の端数を生じた場合は、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨ていたします。なお、制限時間については、次の算式によって修正したうえで合計いたします。

a 需要電力を制限した場合

$$H' = H \times \frac{D - d}{D}$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

D = 契約電力

d = 限時間中の需要電力の最大値

b 使用電力量を制限した場合

$$H' = H \times \frac{A - B}{A}$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の基準となる電力量

B = 制限時間中の使用電力量

- c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、a による修正時間または b による修正時間のいずれか大きいものによります。

ロ 契約電力が 500 キロワット未満の場合

(イ) 割引の対象 力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、15（料金の算定）(1)イ、ロの場合、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1 月中の制限し、または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ日数は、1 日のうち延べ 1 時間以上制限し、または中止した日を 1 日として計算いたします。

- (2) 本条(1)による延べ時間数または延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上、当社がお客さまに 3 日前までにお知らせして行う制限または中止は、1 月につき 1 日に限って計算に入れません。この場合の 1 月につき 1 日とは、料金の算定期間の 1 暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間といたします。
- (3) 臨時電力、自家発補給電力および予備電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても本条(1)および(2)に準じて割引を行い料金を算定いたします。

32 損害賠償の免責

- (1) 30（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、お客さまの受けた損害が一般送配電事業者の故意または過失によるときは、当社はお客さまの協力を得て一般送配電事業者に対して誠意をもってお客さまの受けた損害の賠償を求めるものとします。この場合において、当社の責任は、一般送配電事業者から賠償を受けた金額を限度とし、当該金額のお客さまと当社との間の分配割合については別途お客さまと当社の間で協議させていただきます。
- (2) 26（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 37（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、お客さまの受けた損害が一般送配電事業者の故意または過失によるときは、当社はお客さまの協力を得て一般送配電事業者に対して誠意をもってお客さまの受けた損害の賠償を求めるものとします。この場合において、当社の責任は、一般送配電事業者から賠償を受けた金額を限度とし、当該金額のお客さまと当社との間の分配割合については別途お客さまと当社の間で協議させていただきます。

33 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、お客さまにはその設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

34 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II（契約の締結）に定める新たに当社から電気の供給を受けることを希望される場合に準ずるものといたします。この場合、お客さまには当社に対し速やかに変更を申し出ていただきます。

35 需給契約の廃止

- (1) お客さま（臨時電力のお客さまを除きます。）が本約款に基づく電気の使用を廃止しようとする場合は、廃止希望日の1ヶ月前までに、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客さまから通知された廃止希望日に、一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行いません。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。
- (2) 需給契約は、37（解約等）の場合および当社または一般送配電事業者の責めとならない理由により需給を終了させるための処置ができない場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止希望日に消滅いたします。

36 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

- (1) お客さま（臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合は、この限りではありません。

イ 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

- (イ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合、託送供給約款等に基づき当社に発生する廃止に伴う実費相当額に20パーセントを割り増したものを精算金として申し受けます。なお、精算金は、本約款第17条（日割計算）に準じて日割計算をいたします。

- (ロ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにもない一般送配電事業者により新たに施設された供給設備について、43（供給設備の工事費負担金）(2)に定める臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。ただし、お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、その供給設備のうち1年以上利用される契約電力に見合う部分については、工事費を精算いたしません。

ロ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

- (イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合、託送供給約款等に基づき当社に発生する廃止に伴う実費相当額に20パーセントを割り増したものを精算金として申し受けます。ただし、契約電力を増加された後、1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合であっても、契約期間満了による廃止の場合には精算金を申し受けません。なお、精算金は、17（日割計算）に準じて日割計算をいたします。

- (ロ) 当社は、お客さまが契約電力を増加されたことにもない新たに施設した供給設備について、43（供給設備の工事費負担金）(2)に定める臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。ただし、お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、その供給設備のうち1年以上利用される契約電力に見合う部分については、工事費を精算いたしません。

ハ 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合

- (イ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって1.2倍の料金を適用いたします。この場合、当初から1.2倍の料金として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。なお、1.2倍の料金を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分して得たものといたします。

- (ロ) 当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、43（供給設備の工事費負担金）

(2)に定める臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

ニ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

(イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

(ロ) 当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、43（供給設備の工事費負担金）(2)に定める臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

37 解約等

(1) 26（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが、35（需給契約の廃止）による通知をされないうで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

(3) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、解約の5日前までに予告いたします。

イ お客さまが料金の支払期日をさらに14日経過してなお支払わない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）料金の支払期日をさらに14日経過してなお支払わない場合

ハ 本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合

ニ その他お客さまが本約款に違反し、相当期間を定めて是正を促したにもかかわらず、当該期間内に是正しなかった場合

(4) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて何らの催告を要せず需給契約を解約することができるものといたします。

イ 官庁より、営業の免許、許認可、登録等の取消処分を受けたとき

ロ 仮差押、差押、仮処分、強制執行または担保権の実行としての競売の申立てがあったとき

ハ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき、または清算もしくは私的整理に入ったとき

ニ 公租公課を滞納して督促、保全差押、差押、参加差押、交付要求もしくは保全担保の提供命令を受けたとき、または公売公告（通知）があったとき

ホ 解散決議、営業廃止、合併または営業の全部または重要な一部の譲渡をしたとき

ヘ 振出したもしくは引受けた手形・小切手が1回でも不渡りとなったとき、または裏書もしくは保証した手形・小切手が不渡りとなってその買戻・償還請求に応じないとき

ト 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

チ 支払停止、支払不能等の事由が生じたとき

(5) 解約の際の違約金については下記の通りとします。

イ 市場連動型電力以外の契約の場合

お客様が希望される本契約解除日が、本契約開始日または本契約電力増加日（協議による）から1年未満の場合は、解約違約金として解約月の基本料金に契約の残存期間の月数を乗じたものを申し受けます。ただし、事業所の移転、非常変災等の理由による場合はこの限りではありません。

ロ 市場連動型電力の契約の場合

解約の際の違約金はかからないものとします。

38 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法および工事

39 供給方法および工事

お客さまおよび当社は、一般送配電事業者の託送供給約款等に従うものとし
ます。

40 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点は、一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、一般送配電事業者の電線路から最短距離にある場所を基準として、お客さまと当社の協議によって定めます。
- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、一般送配電事業者の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として当社がお客さまに請求する金額を除き、一般送配電事業者の負担で施設するものを用いることといたします。なお、お客さまのみのためにお客さまの土地または建物に施設する引込線、接続装置等の供給設備の施設場所、および供給設備の付帯設備は、お客さまから一般送配電事業者および当社に無償で提供していただきます。
- (4) 付帯設備（本条(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に符合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、一般送配電事業者および当社は、付帯設備を無償にて使用できるものいたします。

41 引込線の接続

一般送配電事業者の供給設備または引込線とお客さまの電気設備との接続は、一般送配電事業者が行ないます。なお、43（供給設備の工事費負担金）による工事費負担金が発生した場合には、当社は、実費を申し受けます。

42 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、お客さまの希望により計量器の付属装置を施設する場合や変成器の2次配線等で特に多額の費用を要する場合等については、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けさせていただくことがあります。
- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと当社との協議のうえ定めます。
- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、本条(1)によりお客さまが施設するものについては、一般送配電事業者および当社が無償で使用できるものとし、
- (4) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には、当社は、実費をお客さまから申し受けます。

Ⅷ 工事費の負担

43 供給設備の工事費負担金

- (1) お客さまが新たに当社から電気の供給を受け、または契約電力を増加しようとする場合、もしくはお客さまの希望によって供給設備を新たに施設または変更する場合等により、一般送配電事業者にて工事費が発生するときには、当社は、一般送配電事業者の託送供給約款等に基づき、発生する金額を工事費負担金として申し受けます。
- (2) 臨時電力によって電気の供給を受けるお客さまのために一般送配電事業者が新たに供給設備を施設する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸係りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として申し受けます。
- (3) 工事費負担金は、需給契約毎に算定いたします。ただし、1 需要場所において 2 以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所毎に算定いたします。

44 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を原則として工事着手前にお客さまもしくはお客さまご指定の事業者より申し受けます。
- (2) 当社は、設計の変更、材料単価の変動その他特別の事情によって工事費負担金に著しい差異が生じた場合は、工事完成後すみやかに精算するものいたします。但し、一般送配電事業者の託送供給約款等に基づき、精算が発生しない場合は精算いたしません。

45 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費をお客さまから申し受けます。なお、実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

46 工事費等に関する契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。

IX 保安等その他

47 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社もしくは一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合は、予めその内容を当社へ通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、お客さまはその内容を当社へ速やかに通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (3) 当社は、必要に応じて供給開始に先立ち、供給電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行います。

48 その他

- (1) 当社は、制度および市場環境の変化など諸般の事情に基づき料金の改定が必要と当社が認めた場合は、料金の改定ができるものとし、当社は、改定の内容および改定時期について、当社が運営するウェブサイトまたは書面により、40日前まで事前にお客さまへ通知いたします。

お客さまは、新たな料金承諾しない場合は、新料金基準適用開始日の30日前までに当社に対して書面にて解約を通知することにより、需給契約を解約することができます。この場合には、お客さまおよび当社は、互いに、解約に伴う損害賠償ないし損失補償の義務を負わないものいたします。
- (2) 料金についての特別措置（再生可能エネルギー発電促進賦課金）料金に国の定める再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものいたします。

別表 1 燃料費等調整額

(1) 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、燃料費調整額、市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって算定いたします。

イ 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットルあたりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、 α 、 β 、 γ の値は燃料費等調整額諸元一覧表のとおりといたします。また、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A：平均燃料価格算定期間における 1 キロリットルあたりの平均原油価格

B：平均燃料価格算定期間における 1 トンあたりの平均液化天然ガス価格

C：平均燃料価格算定期間における 1 トンあたりの平均石炭価格

なお、平均燃料価格算定期間における 1 キロリットルあたりの平均原油価格、1 トンあたりの平均液化天然ガス価格および 1 トンあたりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 基準燃料価格

原油換算値 1 キロリットルあたりの基準燃料価格は、燃料費等調整額諸元一覧表のとおりといたします。

(ハ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準燃料単価} \div 1,000$$

基準燃料単価：平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、燃料費等調整額諸元一覧表のとおりといたします。

(ニ) 燃料費調整単価の適用

N 月分の電気料金に適用される燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定されます。なお、平均燃料価格算定期間は、燃料費等調整額諸元一覧表のとおりといたします。

(ホ) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にイ(ハ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(ヘ) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、イ(イ)の平均燃料価格算定期間における 1 キロリットルあたりの平均原油価格、1 トンあたりの平均液化ガス価格、1 トンあたりの平均石炭価格およびイ(ハ)によって算定された燃料費調整単価を当社のウェブサイト等にてお知らせいたします。

ロ 市場価格調整額の算定

(イ) 平均市場価格

平均市場価格はスポット市場価格を元に算出され、次の算式によって算定された値といたします。ただし、これによりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、当社が決定した値といたします。

なお、 $\delta 1$ 、 $\delta 2$ の値、X、Yの平均市場価格算定期間、対象時間は燃料費等調整額諸元一覧表のとおりといたします。また、平均市場価格およびスポット市場価格の平均値の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = X \times \delta 1 + Y \times \delta 2$$

X：平均市場価格算定期間の対象時間の単純スポット市場価格の平均値

Y：平均市場価格算定期間の対象時間の単純スポット市場価格の平均値

(ロ) 上限基準市場価格

1 キロワット時あたりの上限基準市場価格は、燃料費等調整額諸元一覧表のとおりといたします。

(ハ) 下限基準市場価格

1 キロワット時あたりの下限基準市場価格は、燃料費等調整額諸元一覧表のとおりといたします。

(ニ) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1キロワット時あたりの平均市場価格が上限基準市場価格を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{上限基準市場価格}) \times \text{基準市場単価}$$

b 1キロワット時あたりの平均市場価格が下限基準市場価格を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{下限基準市場価格}) \times \text{基準市場単価}$$

基準市場単価：平均市場価格が1円変動した場合の値とし、燃料費等調整額諸元一覧表のとおりといたします。

(ホ) 市場価格調整単価の適用

N月分の電気料金に適用される市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間の平均燃料価格によって算定されます。なお、平均市場価格算定期間は、燃料費等調整額諸元一覧表のとおりといたします。

(ヘ) 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量にロ(ニ)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(ト) 市場価格調整単価等のお知らせ

当社は、ロ(イ)の平均市場価格算定期間における1キロワット時あたりの平均市場価格、およびロ(ニ)によって算定された市場価格調整単価を当社のウェブサイト等にてお知らせいたします。

ハ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(イ) 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットルあたりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、 α 、 β 、 γ の値は燃料費等調整額諸元一覧表のとおりといたします。また、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A：離島平均燃料価格算定期間における1キロリットルあたりの平均原油価格

B：離島平均燃料価格算定期間における1トンあたりの平均液化天然ガス価格

C：離島平均燃料価格算定期間における1トンあたりの平均石炭価格

なお、離島平均燃料価格算定期間における1キロリットルあたりの平均原油価格、1トンあたりの平均液化天然ガス価格および1トンあたりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 離島調整上限燃料価格

原油換算値1キロリットルあたりの離島調整上限燃料価格は、燃料費等調整額諸元一覧表のとおりといたします。

(ハ) 離島基準燃料価格

原油換算値1キロリットルあたりの離島基準燃料価格は、燃料費等調整額諸元一覧表のとおりといたします。

(ニ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- a 1キロワット時あたりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合
離島ユニバーサルサービス調整単価 = (離島調整上限燃料価格 - 離島基準燃料価格)
× 離島基準燃料単価 ÷ 1,000
- b 1キロワット時あたりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を下回る場合
離島ユニバーサルサービス調整単価 = (離島平均燃料価格 - 離島基準燃料価格)
× 離島基準燃料単価 ÷ 1,000

離島基準燃料単価：離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、燃料費等調整額諸元一覧表のとおりといたします。

(ホ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

N月分の電気料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定されます。なお、離島平均燃料価格算定期間は、燃料費等調整額諸元一覧表のとおりといたします。

(ヘ) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にハ(ニ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(ト) 離島ユニバーサルサービス調整単価のお知らせ

当社は、ハ(イ)の離島平均燃料価格算定期間における1キロリットルあたりの平均原油価格、1トンあたりの平均液化ガス価格、1トンあたりの平均石炭価格およびハ(ニ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を当社のウェブサイト等にてお知らせいたします。

(2) 燃料費等調整額の見直し

当社は、当社が燃料費等調整額の算定方法が不適当になったと認める場合においては、適宜、燃料費等調整額について見直しを行うことがあります。

別表2 (平均力率の算定)

- (1) 平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。

$$\text{平均力率 (パーセント)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

- (2) 有効電力量および無効電力量の計量については、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、有効電力量または無効電力量は、計量された有効電力量または無効電力量を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。